

「雲仙岳火山防災計画」 修正調書 (新旧対照表)

修正事項：雲仙岳登山道防災マップ更新


ページ	現行計画	修正計画(案)
18		

図 5 雲仙岳登山道防災マップ (表面)

図 5 雲仙岳登山道防災マップ (表面)

ページ	現行計画	修正計画(案)
	 <p>図6 雲仙岳登山道防災マップ(裏面)</p>	 <p>図6 雲仙岳登山道防災マップ(裏面)</p>

修正事項：入山規制の範囲及び図7の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)
19	<p><b>第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3）</b></p> <p>第1項 火口周辺規制及び入山規制の範囲</p> <p>噴火警戒レベル2が発表された場合、想定火口域の縁から概ね半径0.5km以内について立入を規制するものとする。</p> <p>噴火警戒レベル3が発表された場合、想定火口域の縁から概ね半径1km以内について立入を規制するものとする。</p> <p>警戒区域と噴火警戒レベルに応じた規制範囲を図7に示す。</p>  <p>図7 規制範囲及び警戒区域</p>	<p><b>第3節 噴火警戒レベルが引き上げられた場合（噴火警戒レベル2又は3）</b></p> <p>第1項 火口周辺規制及び入山規制の範囲</p> <p>噴火警戒レベル2が発表された場合、想定火口域の縁から概ね半径0.5kmを目安に図7-1に示す区域を立入規制するものとする。</p> <p>噴火警戒レベル3が発表された場合、想定火口域の縁から概ね半径1kmを目安に図7-2に示す区域を立入規制するものとする。</p>  <p>図7-1 噴火警戒レベル2発表時の規制区域</p>

ページ	現行計画	修正計画(案)
		<p style="text-align: center; color: red;">図 7-2 噴火警戒レベル3 発表時の規制区域</p>

修正事項：表5の規制箇所及び規制範囲の修正

ページ	現行計画				修正計画(案)			
	表5 噴火警戒レベルに応じた規制対応				表5 噴火警戒レベルに応じた規制対応			
	規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法	規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法
噴火警戒レベル2 (0.5km)	仁田峠駅そば (アザミ谷方面 登山道入口)	九州自然歩道 (仁田峠駅～ 紅葉茶屋)	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ	仁田峠駅そば (アザミ谷方面 登山道入口)  <b>(妙見岳方面登 山道入口)</b>	<b>登山道(仁田 峠駅～紅葉茶 屋～鳩穴分か れ～鬼人谷口 ～吹越分かれ ～仁田峠)</b>	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ
	吹越分かれ先 (国見岳側)	普賢岳登山道 (吹越分かれ 先～紅葉茶屋 ～鳩穴分か れ)	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ	<b>第2吹越 (吹越トンネル そば)</b>	<b>九州自然歩道 (第2吹越～ 吹越分かれ)</b>	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ
	第2吹越	九州自然歩道 (吹越分かれ 先～第2吹 越)	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ	噴火警戒レベル3 (1km)	上大野木場登山 口	<b>上大野木場仁 田峠線</b> (上大野木場 登山口～仁田 峠)	島原振興局総務 課 及び公園監視員
上大野木場登山 口	九州自然歩道 (上大野木場 登山口～仁田 峠)	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ	池の原園地		九州自然歩道 (池の原園地 ～仁田峠)	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ
池の原	九州自然歩道 (池の原～仁 田峠)	島原振興局総務 課 及び公園監視員	立入禁止看板 設置 立入禁止ロー プ					

「雲仙岳火山防災計画」修正調書 (新旧対照表)

ページ	現行計画				修正計画(案)				
	規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法		規制箇所	規制範囲	規制実施機関	規制方法
噴火警戒レベル3(1km)	市道小浜仁田峠循環道路(入口:国道57号側)	市道小浜仁田峠循環道路	雲仙市監理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ	噴火警戒レベル3(1km)	市道小浜仁田峠循環道路(入口:国道57号側)	市道小浜仁田峠循環道路	雲仙市監理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	深江林道	深江林道	南島原市	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ		深江林道	深江林道	南島原市	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ
	垂木台地 森林公園付近	県道千本木島原線	島原振興局管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ		垂木台地 森林公園付近	県道千本木島原線~平成新山ネイチャーセンター	島原振興局管理課	立入禁止看板設置 立入禁止ロープ

修正事項：文言の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)
21	<p>第2項 避難対象者と避難対象地域</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね0.5km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、想定火口域の縁から概ね1km及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて避難指示等を発令することとする。</p>	<p>第2項 避難対象者と避難対象地域</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、<b>図7-1に示す区域</b>を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、<b>図7-2に示す区域</b>並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は、避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて避難指示等を発令することとする。</p>

修正事項：文言の修正

ページ	現行計画	修正計画(案)
22	<p>第4節 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）</p> <p>第1項 火口周辺規制及び入山規制の範囲</p> <p>発表された噴火警戒レベルに応じて第3節第1項の表5のとおり登山道及び道路規制を行うものとする。突発的に噴火した直後の火山は大変危険なため、入山規制等を速やかに行う。</p> <p>第2項 避難対象地域と避難対象者</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、想定火口域の縁から概ね0.5km以内及び規制箇所より山頂側の登山道を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、想定火口域の縁から概ね1km及び規制箇所より山頂側の登山道及び道路並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて避難指示等を発令することとする。</p>	<p>第4節 突発的な噴火が発生した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）</p> <p>第1項 火口周辺規制及び入山規制の範囲</p> <p>発表された噴火警戒レベルに応じて第3節第1項の表5のとおり登山道及び道路規制を行うものとする。突発的に噴火した直後の火山は大変危険なため、入山規制等を速やかに行う。</p> <p>第2項 避難対象地域と避難対象者</p> <p>噴火警戒レベル2の場合、<b>図7-1に示す区域</b>を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>噴火警戒レベル3の場合、<b>図7-2に示す区域</b>並びに施設等を避難対象地域とし、これらの地域に存在する登山者等を避難対象者とする。</p> <p>島原市、雲仙市及び南島原市は避難対象者に対して規制範囲外への避難を呼びかけ、避難誘導を行う。必要に応じて避難指示等を発令することとする。</p>



修正事項：噴火警戒レベルのリーフレットの修正

ページ	現行計画	修正計画(案)
<p>巻末資料</p>		